

令和元年度 事務事業点検シート

事務事業名	監査事務事業	新規/継続	継続事業	整理番号	3005001000 - 001		
		分割/統合					
関連予算科目	会計	一般会計	事業の分割/統合の内容				
	款	総務費	事業所管課	監査事務局			
	項	監査委員費	連絡先	(078)918-5061			
	目	監査委員費	自治/法定	自治事務	開始年度	昭和 22 年度	
	事業	監査事務事業	根拠法令・要綱等	地方自治法等			
施策分野			実施方法	直営	○	補助・助成	その他
個別計画				委託		指定管理	

目的（誰を・何を、どういう状態にしたいのか）
 〈対象〉明石市の全会計（一般会計、特別会計、企業会計）及び財政援助団体等。
 〈目的〉各局室等の予算執行や契約等の財務会計事務が適正に行われるとともに、各種の事務事業が効率的に実施され、行政に対する市民の信頼を確保する。

事業の目的・目標	成果指標				
	指標名	考え方・定義・式	目標年次	単位	目標値
	定期監査等実施日数	定期監査、行政監査、財政援助団体等監査において被監査現場に赴き監査を実施した日数。	令和元年度	日	65

事業内容

1 地方自治法等に基づき、以下の監査、検査、審査を実施している。

① 監査……定期監査、行政監査、財政援助団体等監査

※ 定期監査 平成30年度……9室等 46課等(コミュニティセンター・厚生館を含む。)
 令和元年度……15室等 36課等(市民センターを含む。)

※ 行政監査 平成30年度……1局 14校(小・中学校)
 令和元年度……1局 14校(小・中学校)

※ 財政援助団体等監査 平成30年度……[対象団体:補助金交付団体]……1団体

※ 住民監査請求監査 平成30年度……1件
 令和元年度(7月末現在)……0件

② 検査……例月出納検査

③ 審査……決算審査、健全化判断比率審査、資金不足比率審査

事業のコスト (単位:千円)	事業費	人件費 (参考値)	総事業費 (参考値)	財源内訳				令和元年度 人員配置(人)			
				国・県支出金	地方債	その他特定財源	一般財源				
29決算	5,829	75,175	81,004	0	0	0	81,004	正規	8.00	アルバイト	0.00
30当初予算	6,118	70,200	76,318	0	0	0	76,318	再任用	0.00	その他	0.00
30決算	5,934	70,200	76,134	0	0	0	76,134	任期付	2.00	合計	10.00
01当初予算	5,998	70,200	76,198	0	0	0	76,198				

平成30年度 決算事業費 明細	区分(節)	内容	金額	令和元年度 当初予算 事業費 明細	区分(節)	内容	金額
	報酬	監査委員報酬	4,277		報酬	監査委員報酬	4,277
旅費	各種会議参加旅費、近接地旅費等	391	旅費	各種会議参加旅費、近接地旅費等	350		
需用費	消耗品費(コピー用紙ほか)、印刷製本費(決算審査意見書)	873	需用費	消耗品費(コピー用紙ほか)、印刷製本費(決算審査意見書)	890		
使用料及び賃借料	コピー使用料	205	使用料及び賃借料	コピー使用料	205		
負担金補助及び交付金	各種会議年会費及び参加負担金等	114	負担金補助及び交付金	各種会議年会費及び参加負担金等	173		
その他	報償費、交際費、役務費	74	その他	報償費、交際費、役務費、備品購入費	103		
合計			5,934	合計			5,998

令和元年度 事務事業点検シート

整理番号	3005001000-001	事務事業名	監査事務事業
------	----------------	-------	--------

事業の成果	指標名	考え方・定義・式			29年度	30年度	元年度見込み
		目標年次	単位	目標値			
	定期監査等実施日数	定期監査、行政監査、財政援助団体等監査において被監査現場に赴き監査を実施した日数。			106	74	72
		令和元年度	日	65			
指標で表せない成果							
本事業は、市の財務事務を中心に監査する事業であり個別の成果を示すことは難しいが、監査結果に記載した監査委員の意見や指摘事項により、財務会計事務等が適法かつ効率的に執行されており、一定の成果を収めていると認識している。							

事業の評価・今後の方向性	観点（満たしていない観点に「×」）					
	不可欠性	市が実施する必要性	有効性	金額の妥当性	公平性	優先性・緊急性
現状の課題・今後の事業展開方針等						
<現状の課題とその対応> ①改正地方自治法への対応 平成29年6月9日に公布された改正地方自治法において、監査委員は、監査基準を策定し、監査基準に従って監査等を実施しなければならないと定められた。令和2年4月1日の施行に向けて、総務省が定める監査基準の策定等にかかる指針を参考に、当市の監査基準を策定するための準備を進める。 ②リスク評価に基づく監査の実施 平成30年4月の中核市移行に伴い、監査対象となる事務事業が大幅に増加している中、人員・時間等の監査資源をより効率的に配分し、監査の質を確保する必要がある。このため、あらかじめ財務事務執行上の様々なリスクを評価し、リスクの高い項目について重点的に監査する「リスク評価に基づく監査」を実施するとともに、その結果を検証し、より効率的で効果的な監査方法を確立する。						
<今後の事業展開方針> 引き続き、地方自治法等に基づき、各局室等の予算執行や契約等の財務会計事務、各種の事務事業が適正に行われているか、効率的に実施されているかについて、監査を実施する。						